

ID: 79

担当部署: 子ども家庭課

<b>処分の概要</b>	延長利用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町放課後児童クラブ規則 第6条第3項		
<b>例規番号</b>	平成18年規則第42号		
<b>【基準】</b>			
第6条の規定による。 (入所の許可等)			
第6条 町長は、前条第1項の規定による入所申請書の提出があった場合は、その適格性を審査したうえで、児童クラブの入所の可否を決定し、放課後児童クラブ入所許可・不許可通知書(様式第2号の1)により、保護者に通知するものとする。			
2 町長は、前条第2項の規定による土曜日利用申請書の提出があった場合は、その適格性を審査したうえで、土曜日の利用の可否を決定し、放課後児童クラブ土曜日利用許可・不許可通知書(様式2号の2)により、保護者に通知するものとする。			
3 町長は、前条第3項の規定による延長利用申請書の提出があった場合は、その適格性を審査したうえで、延長時間の利用の可否を決定し、放課後児童クラブ延長利用許可・不許可通知書(様式第2号の3)により、保護者に通知するものとする。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日